

# リハビリセンターころね by RIBBON

## 運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定通所介護及び指定石狩市第1号通所事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所介護及び指定石狩市第1号通所事業は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する指定通所介護及び通所型サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定通所介護及び指定石狩市第1号通所事業の提供に当たっては、通所介護計画・通所型サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 指定通所介護及び指定石狩市第1号通所事業の提供に当たる従業者は、指定通所介護及び通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定通所介護及び指定石狩市第1号通所事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 指定通所介護及び指定石狩市第1号通所事業は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 リハビリセンターころね by RIBBON
- (2) 所在地 北海道石狩市花川北3条3丁目13-1 1F

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務1名)  
管理者は、通所介護計画及び指定石狩市第1号通所事業の作成並びに説明を行うほか、従業者の管理、指定通所介護及び指定石狩市第1号通所事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名 (常勤兼務2名)  
生活相談員は、生活指導その他の指定通所介護及び指定石狩市第1号通所事業の提供に当たる。
- (3) 介護職員 5名 (常勤専従1名、常勤兼務1名、非常勤専従3名)  
介護職員は、介護その他の指定通所介護及び指定石狩市第1号通所事業の提供に当たる。
- (4) 看護職員 2名 (非常勤兼務2名)  
看護職員は、指定通所介護及び指定石狩市第1号通所事業の提供にあたり、利用者の健康管理、相談・助言等にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 3名 (非常勤兼務2名 常勤専従1名)  
機能訓練指導員は、機能訓練その他の指定通所介護及び指定石狩市第1号通所事業の提供に当たる。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業曜日は月曜日から金曜日までとする。  
年末年始12月31日から1月2日までは休業日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 ①通所介護：午前9時20分から午後4時35分までとする。

(利用定員)

第6条 指定通所介護及び指定石狩市第1号通所事業の利用定員は25名とする。

(指定通所介護及び通所型サービスの内容)

第7条 この事業所が行う指定通所介護及び指定石狩市第1号通所事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導
- (2) 機能訓練
- (3) 介護サービス
- (4) 介護方法の指導
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護及び指定石狩市第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載されている割合(1割・2割・3割)の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定通所介護、指定石狩市第1号通所事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ・通常の事業の実施地域を越えた指定地域 110円/日
- ・上記指定地域よりさらに遠方の指定地域 165円/日

3 前項の他、次に掲げるその他の費用を徴収する。

昼食代(おやつ代込み) 600円/回

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、石狩市の以下の地域とする。

- (1) 花川南、花川北、樽川
- (2) 花畔

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所内では飲酒しないこと。
- (2) 当施設では禁煙とすること。
- (3) 従業者の指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第11条 指定通所介護及び指定石狩市第1号通所事業に当たる従業者は、現に指定通所介護及び指定石狩市第1号通所事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対応するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年1回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(地域との連携の強化)

第13条 事業所は地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 施設は虐待防止の為に努める為、以下の措置を(令和6年3月31日までに)行う。

- (1) 虐待防止のために方針を設ける。
- (2) 虐待の防止にかかる体制として虐待防止検討委員会を設置する。
- (3) 虐待防止委員会の委員長を、施設の虐待防止にかかる措置の担当者とする。
- (4) 虐待防止のための従業者への研修を定期的かつ計画的に行う。
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する。

(身体拘束等における事項)

第15条 利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

- 2 身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する事とする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 指定通所介護及び指定石狩市第1号通所事業に当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- 1 (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- (3) 事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止する為の措置を講じ健全な職場環境とする。また、利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努める。
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、株式会社ハーネスと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。  
この規程は 令和5年10月1日から施行する。  
この規程は、令和6年 4月1日から施行する。  
この規程は、令和6年 9月1日から施行する。